

入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)

(人)

200

患者数	感染経路		
時期	リンク無	リンク有	総計
第1波 (12例目まで)	5	7	12
第2波 (13例目～74例目)	27	34	61
総計	32	41	73

平均入院日数	感染経路		
時期	リンク無	リンク有	総計
第1波 (12例目まで)	13.60	6.86	9.67
第2波 (13例目～74例目)	19.11	16.21	17.49
総計	18.25	14.61	16.21

180

160

100

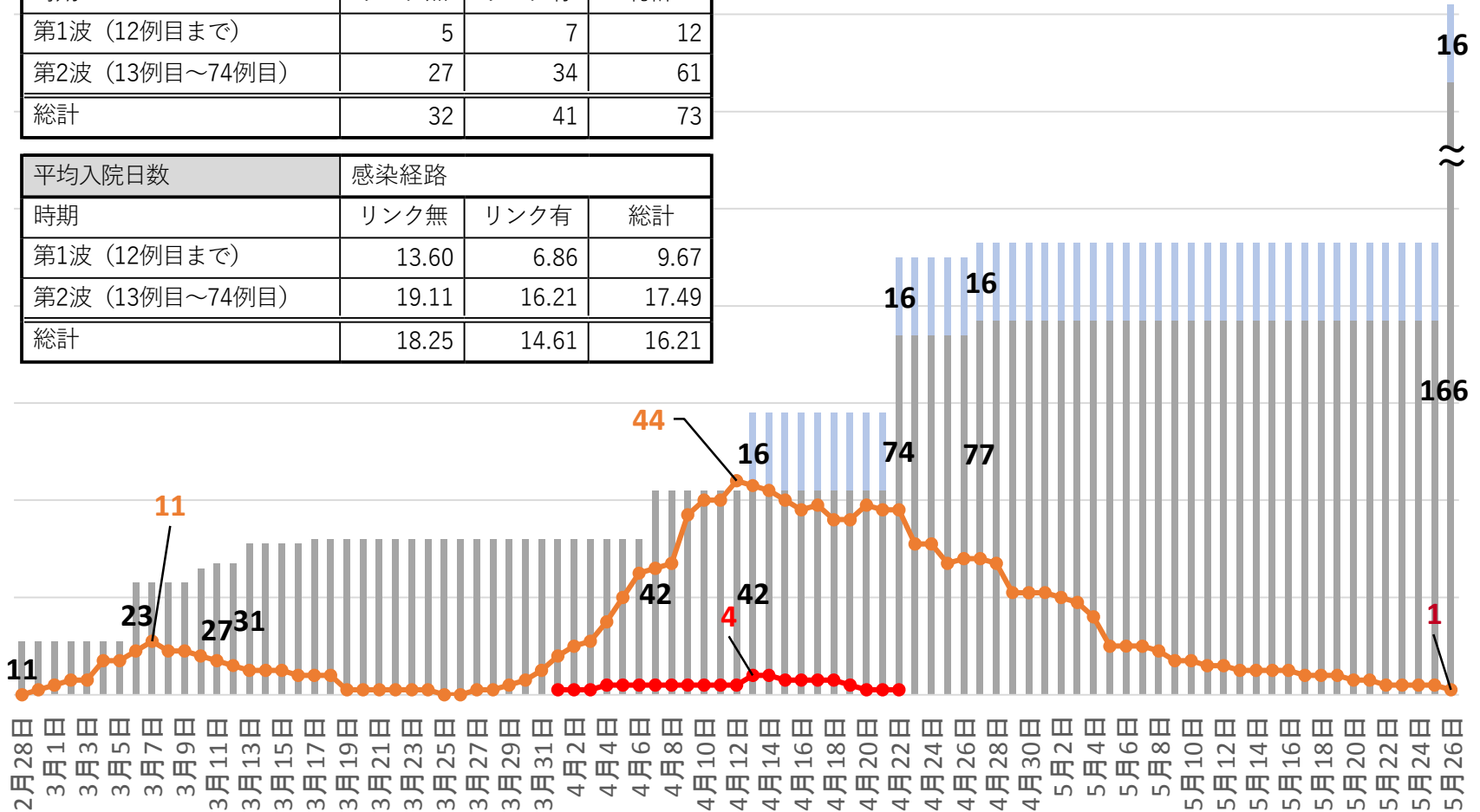
80

60

40

20

0



■ 確保病床数 ■ 宿泊施設室数 ● 重症者数 ● 入院患者数

16

≈

166

1

新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎) (5月26日14時時点)

累計74人

入院治療を要する患者等1人
 うち医療機関1人
 うち宿泊療養施設0人
 死亡3人
 退院70人

(人)

12

10

8

6

4

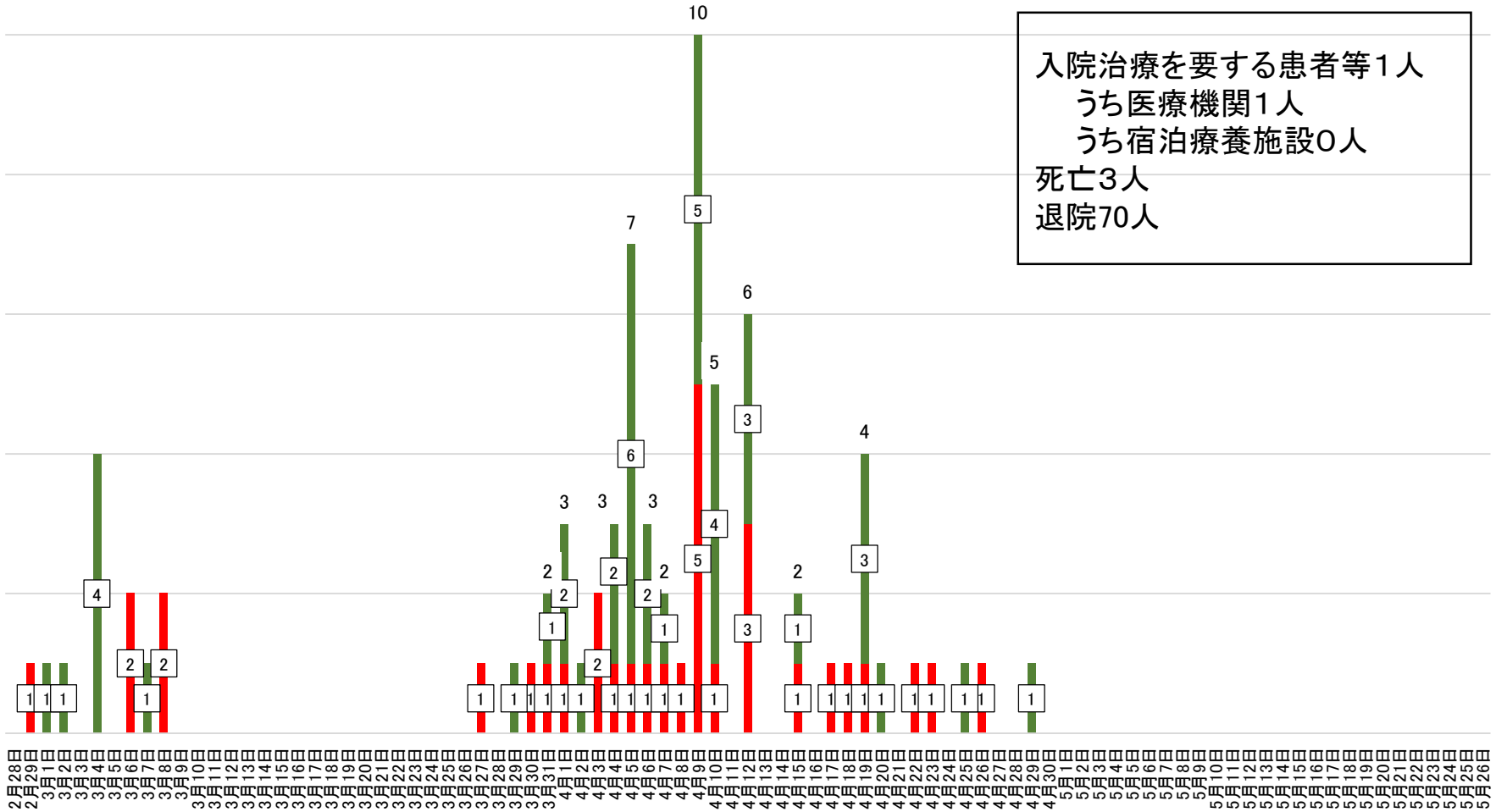
2

0

2月28日 2月29日 3月1日 3月2日 3月3日 3月4日 3月5日 3月6日 3月7日 3月8日 3月9日 3月10日 3月11日 3月12日 3月13日 3月14日 3月15日 3月16日 3月17日 3月18日 3月19日 3月20日 3月21日 3月22日 3月23日 3月24日 3月25日 3月26日 3月27日 3月28日 3月29日 3月30日 3月31日 4月1日 4月2日 4月3日 4月4日 4月5日 4月6日 4月7日 4月8日 4月9日 4月10日 4月11日 4月12日 4月13日 4月14日 4月15日 4月16日 4月17日 4月18日 4月19日 4月20日 4月21日 4月22日 4月23日 4月24日 4月25日 4月26日 4月27日 4月28日 4月29日 4月30日 5月1日 5月2日 5月3日 5月4日 5月5日 5月6日 5月7日 5月8日 5月9日 5月10日 5月11日 5月12日 5月13日 5月14日 5月15日 5月16日 5月17日 5月18日 5月19日 5月20日 5月21日 5月22日 5月23日 5月24日 5月25日 5月26日

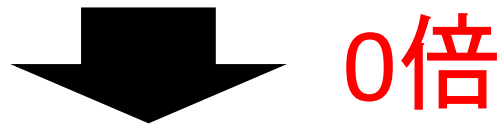
報道発表日

■ リンク無 ■ リンク有



新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

5/6～5/12 ⇒ 0名



5/13～5/19 ⇒ 0名



5/20～5/26 ⇒ 0名

R2. 5. 25 変更 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のポイント

- 1 緊急事態宣言の解除について (方針 P7)
全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、5月25日、緊急事態解除宣言が発出された。
- 2 再度、緊急事態措置の実施が必要とする場合の判断 (方針 P7)
直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえ、総合的に判断。
- 3 全般的な方針 (方針 P10)
 - ① 緊急事態宣言が解除後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
 - ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
 - ③ 感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
 - ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
 - ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。
- 4 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等 (方針 P20～23)
住民や事業者に対して、以下の取組を行う。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと

{	例えば、① <u>6月18日までの3週間程度 (5/25～6/18)</u>
	② <u>その後の3週間程度 (6/19～7/9)</u>
	③ <u>②の後の3週間程度 (7/10～7/31)</u>

に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和する。

<外出の自粛等(別紙1参照)>

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促す。
- ・ その後、①の段階(5/25～6/18)においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県(北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉)であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促す。

- ・ 観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①段階（5/25～6/18）からを想定）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施。（②の段階（6/19～7/9）からを想定）。

＜催物（イベント等）の開催（別紙2参照）＞

- ・ 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

- ・ 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階（6/19～7/9）が想定）、まずは無観客での開催を求めること。
- ・ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること

＜職場への出勤等＞

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。

- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておく。

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

判断指標 ※1	ステージ	ゼロ（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）
	直近7日間新規感染者数 (直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数)	0名 (0名)	1名以上 (1名未満)	7名以上 (2名未満)	14名以上 (2名以上)
	病床稼働率	10%未満	10%以上	30%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離（1～2m）の確保 ・咳エチケット ・こまめに喚気 ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・公共交通機関では会話は控えめに ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・オンライン会議の推奨 			
	国の専門家会議の地域区分	③感染観察		②感染拡大注意	①特定（警戒）
	外出	「3密」の徹底回避		夜間や休日の外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施
	会食	(共通事項に留意)	小規模グループかつ短時間で		家族以外での会食を控える
	イベント等 ※3	国の基本的対処方針に基づき対応	100人超の開催・参加自粛	50人超の開催・参加自粛	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※4			
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	国の基本的対処方針に基づき対応 ※5	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断		

※1 判断指標とする直近7日間の新規感染者数に加えて、感染経路不明の新規感染者の状況を考慮し総合的にステージを判断する。また、局所的なクラスターや院内感染については、上記判断指標は適用せず、感染拡大のリスクを事例ごとに個別に判断するものとする。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針を考慮して決定するものとする。

※3 イベント等については、大まかな目安であり、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

※4 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

※5 5/31までは「不要不急の他県との往来自粛」とする。6/1～6/18は北海道、首都圏の一部との往来自粛とする。6/19以降は往来自粛を段階的に解除する予定。

県民の皆さまへ（5月26日）

1 他県との往来について

時期	他県との往来	観光による他県との往来
5月31日まで	・不要不急の他県との往来自粛を継続	・県内観光を再開（人との間隔は確保）
6月1日～18日	・首都圏の一部（東京、神奈川、千葉、埼玉）、北海道との不要不急の往来を自粛	
6月19日～7月9日	<u>往来自粛を解除</u>	・県境をまたぐ観光も含めて徐々に再開（人との間隔は確保） ※「GoToキャンペーン」による支援（7月下旬～）
7月10日～31日		
8月1日以降 （感染状況による）		<u>往来自粛を解除</u> ※「GoToキャンペーン」による支援

2 イベント等の開催 **段階的に緩和**（別紙参照）

3 県内の店舗で営業を行う際の、適切な感染防止策の実施







※「3密」の回避、マスクの着用等の「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等の実践

4 「新しい生活様式」等の実践、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進

外出自粛の段階的緩和の目安

(別紙 1)

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスタの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスタの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		 * GoToキャンペーンによる支援

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

県内店舗の皆さまへのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）

- ① 来店者全員（注1）と従業員全員がマスクを着用してください。（注2）
（布マスク等着用でも可）
- ② 来店者全員・従業員全員が手洗い又は手指消毒を行ってください。
（店舗入口に消毒液を設置すること等）
- ③ 従業員・来店者・客席間の距離を1メートル以上保ってください。
（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。）
- ④ 可能な限りの換気と人が接触する部分の適時の消毒を行ってください。

（注1） 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、大きな声での会話をしないことに、特にご留意ください。

（注2） マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例①

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

「新しい生活様式」の実践例②

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1

ビデオ通話で
オンライン帰省



2

スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3

ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4

待てる買い物は
通販で



5

飲み会は
オンラインで



6

診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8

飲食は
持ち帰り、
宅配も



9

仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10

会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理

も、同様に重要です。